

三豊市（学校組合）立学校の
教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

2026年4月

三豊市(学校組合)教育委員会

I 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

近年、学校や社会を取り巻く環境が変化し、子どもたちが抱える課題が多様化する中、学校や教職員に求められる役割はますます拡大し、その内容も複雑化、多様化している。加えて、様々な教育改革への対応が求められ、教職員が取り組むべき課題が増加し、教職員の長時間勤務が問題となっている。

将来を担う子どもたちに必要な資質・能力を的確に身に付けさせ、子どもたちの抱える課題に適切に対処しつつ、その学びと成長を支えていくためには、教職員が心身両面の健康を維持しながら、学習指導や生徒指導などの教育活動に意欲的に取り組むことができる環境づくりを進めていく必要がある。

(2) 本市の現状

三豊市教育委員会では、平成30(2018)年度に、地域や学校の実情を踏まえて、「教職員の働き方改革プラン」を策定し、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。さらに、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年1月17日文科省告示第1号)」をはじめとした国や県における働き方改革の動向を踏まえ、令和6(2024)年に「教職員の働き方改革プラン」を改定し、次のような取組を推進してきた。

<令和7年度までに実施した取組>

○ デジタル技術の活用

- ・ 総務ナビシステムの導入
- ・ 校務支援システムの導入(各種帳票のデジタル管理)
- ・ ICカードリーダーによる出退勤管理の導入
- ・ 報告様式、マニュアルの取りまとめ、フォルダ作成
- ・ 保護者連絡メール・欠席等連絡システムの導入
- ・ 学校徴収金管理システム
- ・ 学校給食費の公会計化

○ 人的配置

- ・ 非常勤講師
- ・ 教育業務支援員(スクールサポートスタッフ)
- ・ 特別支援教育支援員(学習・生活指導)
- ・ 学校図書館司書
- ・ 学習指導員
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ ICT支援員

○ 中学校部活動

- ・ 部活動指導員、部活動外部指導者の配置
- ・ 部活動の地域展開（実証事業実施中）
- ・ 部活動休養日の設定（週2日以上、うち土日どちらか1日）
- ・ 部活動の時間制限（平日2時間以内、休日3時間以内）

○ その他

- ・ ノー残業デーの設定
- ・ 始業時刻の繰延（中学校）
- ・ 週当たりの授業時間数の削減（小学校）
- ・ 1学期始業式及び入学式の繰延
- ・ 夏季休業中の閉庁日の拡大（5日間）
- ・ 三豊市例規集における文書様式の見直し（押印省略）

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和5年度以降の状況は次のとおりであった。

【時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	51.5%	40.9%	40.0%
中学校	67.1%	45.7%	43.6%

【時間外在校等時間が月80時間を超える教職員の割合】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	10.6%	7.1%	5.8%
中学校	25.9%	14.4%	15.0%

【教職員の年次有給休暇の年5日取得率】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小・中学校	92.7%	97.0%	96.3%

月45時間以上の時間外在校等時間の割合をしてみると、小・中学校ともに40%を超えており、月80時間超の割合は、減少は見られているものの、中学校においては10%以上となっているのが現状である。これらのことから、全体的には働き方改革が進んでいるが、長時間勤務が常態化している教職員が一定数いることが考えられる。

「分かる」「できる」授業を行うのはもちろんのこと、すべての子どもが安心して通うことができる学級・学校づくり、児童生徒の特性に応じたきめ細かな指導、家庭・地域との連携、分掌業務に応じた資料作成や打合せなど、教職員には様々な業務が求められている。そのため、身体的・精神的負担も大きいのが現状である。

教職員のワーク・ライフ・バランスをより一層充実するためには、働き方改革をさらに推進

し、教職員の時間外在校等時間の縮減を目指すとともに、一人一人が「働きがい」を実感できる職場環境づくりが求められる。

以上のことから、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律第8条に基づき、「三豊市（学校組合）の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定するものである。

Ⅱ 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月当たりの時間外在校等時間が45時間以下の割合を、令和11年度までに100%にする。
- ・教職員一人当たりの1か月時間外在校等時間を令和11年度までに平均30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルス等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均年間取得日数を15日以上にする。

Ⅲ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動（3分類①関係）
 - ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を継続、推進する。
 - ・学校運営協議会及び地域学校協働活動を通じて、働き方改革の重要性や方向性について、保護者や地域住民に理解を得られるよう努める。
- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（3分類②関係）
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察や育成センターが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わない。
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類⑤関係）
 - ・いじめや虐待、各種ハラスメント等困難な問題に対し、早い段階から関係機関と連携し、適切な指導・助言を得ることで、円滑で適正な学校運営をめざす。
 - ・保護者、地域への啓発チラシを配布し、広報活動に努める。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 調査・統計等への回答（3分類⑥関係）
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、諸帳簿の作成に係る事務負担を軽減する。

- ◆ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 (3分類⑧関係)
 - ・各校に設置しているICT 機器等のメンテナンスについては、ICT 支援員等が中心となって行うとともに、必要に応じて事業者へ委託する。
- ◆ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 (3分類⑪関係)
 - ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置をあらかじめ行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、教職員の輪番等による負担軽減を促進する。
- ◆ 校内清掃 (3分類⑫関係)
 - ・学級担任等の教職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数の見直しや清掃範囲の精選・合理化等を図る。
- ◆ 部活動 (3分類⑬関係)
 - ・スポーツ庁および文化庁が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和7年12月)」に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携をより一層促進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆ 授業準備 (3分類⑮関係)
 - ・授業準備やテストの採点作業は教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)を積極的に配置し、デジタル技術の活用を促進する。
 - ・校務DXを一層推進することにより、教職員業務の効率化を図る。
- ◆ 学習評価や成績処理 (3分類⑯関係)
 - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (3分類⑰関係)
 - ・教職員のほか、特別支援教育支援員、医療的ケア看護職員、学習指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校や児童生徒の実態に応じて、適切に人員を配置し、その専門性を発揮することで、チームとして支援が必要な児童生徒・家庭への対応を行う。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数が、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう、教育課程の点検、見直しを行うことで、過度な授業負担が特定の時期や教員に集中しないようにする。
- イ 学校行事等の活動の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行う。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 長時間労働の教職員については、健康障害防止のため、医師による面接指導を行う。
- イ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医等による助言等の保健指導を受けるよう促す。

ウ 教育委員会が市内各学校の教職員の時間外在校等時間を把握し、1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員は、医師による面接指導を行う。また校長が面談を行い、業務の改善とメンタルヘルスについて助言する。状況が改善しない場合は、教育委員会が校長に対して状況の確認及び指導を行う。

エ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

IV 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 在校等時間の状況の把握

本市で導入している出退勤管理システムで市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、校長会及び定例の教育委員会等において報告する。

(2) 学校支援の人材確保

学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保にあたり、関係機関・関係部局とともに取り組む。

(3) 学校に対する個別の指導・支援

本計画の内容について、各学校の状況を確認し、課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導を行う。

(4) 各学校への計画の周知及び研修

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職研修会等を通じて本計画の趣旨や達成状況等を伝えるとともに、マネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会から支援する。

(5) 学校運営協議会との協議・連携

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議・連携等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(6) 保護者、地域の理解を促進

保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域住民に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。